

東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱

平成 19 年 7 月 10 日 19 福保保疾第 604 号

改正 平成 21 年 3 月 10 日 20 福保保疾第 1889 号

改正 平成 23 年 3 月 14 日 22 福保保疾第 1942 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 23 福保保疾第 2034 号

改正 令和 5 年 3 月 28 日 4 福保保疾第 2400 号

(目的)

第 1 東京都肝炎診療ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、地域における医療連携をさらに充実させ、医療水準の向上及び肝疾患診療の均てん化を図るとともに、適切な医療情報の提供により、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な診断と治療を受けることができる体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第 2 東京都（以下「都」という。）とする。

なお、本事業の一部を医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院に委託することができる。

(東京都肝臓専門医療機関の指定)

第 3 都は、肝炎患者等が効果的で質の高い医療を受けることができる体制を確保するため、東京都肝臓専門医療機関（以下「肝臓専門医療機関」という。）を指定する。

2 肝臓専門医療機関の指定に必要な事項は、別途定める。

3 肝臓専門医療機関は、地域の医療機関（以下「かかりつけ医」という。）と連携し、次の役割を担う。

（1）肝炎患者等に対して診断、治療方針の決定及び治療を行い、肝炎患者等を紹介したかかりつけ医に対して必要に応じ診療情報を提供すること。

（2）肝炎患者等が、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号）で定める B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成の申請をする場合は、申請に必要な診断書を作成すること。

（3）その他、本事業の実施に関して、都が必要と認めること。

(幹事医療機関の指定)

第 4 都は、肝臓専門医療機関の中から、地域における肝炎診療体制の中核的な役割を担う医療機関を幹事医療機関として指定する。

2 幹事医療機関については、別途定める。

(東京都肝疾患診療連携拠点病院の指定)

第 5 都は、幹事医療機関の中から、東京都ウイルス肝炎対策協議会設置要綱（平成 19 年 1 月 30 日付 18 福保保疾第 1553 号）で設置する東京都ウイルス肝炎対策協議会（以下「ウイルス肝炎対策協議会」という。）における審議を経て、東京都肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を指定する。

2 拠点病院は、第5第2項により別途定める幹事医療機関の役割に加え、厚生労働省が肝炎患者等支援対策事業実施要綱（平成20年3月31日付健発第0331001号厚生労働省健康局長通知別添4）3（11）に定める肝疾患相談センターの設置等を通じ肝炎患者等支援の役割を担うものとする。

3 拠点病院が行う事業については、別途定める。

(かかりつけ医の役割)

第6 かかりつけ医は、肝炎患者等に受診勧奨し、適切な肝臓専門医療機関を紹介するなど、効果的な医療提供の推進に努める。

2 あらゆる診療科において、診療中に肝炎患者等であることが判明した場合には、東京都肝炎診療ネットワークへの紹介に努める。

3 その他、本事業の実施に関して都が必要と認めることを行う。

(個人情報及びプライバシーの保護)

第7 都、拠点病院、幹事医療機関、肝臓専門医療機関、かかりつけ医が、本事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(実施方法)

第8 ウィルス肝炎対策協議会は、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、進行管理及び評価を行うこととする。

2 本事業の実施について本要綱に定めのない事項については、別途定める。

(附則)

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。